

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成29年8月23日
(平成29年7月受付分)



平成29年7月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、計3件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆危険！ドライアイスは素手で触らないで！！

事例：

●アイスクリーム店で持ち帰り用にアイスクリームを購入したが、アイスクリームの上に置かれていたドライアイスに子どもが触れて、やけどのような症状が出た。

(1～4歳 男児)

●自宅でペットボトルにドライアイスと水を入れて遊んでいたところ、突然ペットボトルが破裂して左足に挫創（傷口が開くようなけが）を負った。

(12歳 男児)



破裂後のペットボトルの外観
※消費者庁HPより

✓ アドバイス

- 絶対にドライアイスで遊ばないようにしましょう。
- 直接ドライアイスに触ったり、口に入れたりしないようにしましょう。触るときは厚手の手袋を使用しましょう。
- ペットボトルやビンなどの密閉容器には、絶対に入れないようにしましょう。
- 十分に喚起ができない場所では取り扱いをしないようにしましょう。

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
14	ネットで、あるサイトを見ていたところ、アダルトサイトに登録になり、早急に連絡するように書かれていたので電話をかけてしまった。怖くなって電話を切ったが、どうしたらよいか。
19	LINEで知り合った女性に誘導され、サイトの正規会員になったが、だまされたような気がする。支払済みのお金を返金してほしい。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時（祝日、年末年始は除く）